

# 定期報告書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

住所

氏名 法人の場合には、その名称及び  
代表者の氏名 印

電話番号 — —

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

## 1. 基本情報

家畜の所有者の氏名又は名称					
家畜の所有者の住所	郵便番号 —				
管理者の氏名又は名称					
管理者の住所	郵便番号 —				
農場の名称					
農場の所在地	郵便番号 —				
家畜の種類及び頭羽数	採卵鶏		肉用鶏		
	成鶏	育成鶏			
	羽	羽	羽		
	その他 (うずら)	その他 (だちょう)	その他 (きじ)		その他 ( )
	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)		頭(羽)
畜舎等の数	畜舎		ふ卵舎		

- 注意
- 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外の管理者がある場合にあつては、当該管理者）が作成し、提出すること。また、本報告書に記載する事項は、当該年の2月1日時点のものとする。
  - 2 「管理者の氏名又は名称」欄及び「管理者の住所」欄には、家畜の所有者以外に当該家畜の管理者がある場合に記入すること。
  - 3 家畜の飼養頭羽数については、当該年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行つたことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあつては、当該出荷又は移動を行つた日の前日時点のものとする。
  - 4 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。

「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上のをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のをいう。

- 5 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他（ ）」の欄には、牛、豚、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数（羽数）を記入すること。

## 2. 飼養衛生管理基準の遵守状況

### (3) 鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握	レ欄
自らが飼養する家さんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>
2. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	レ欄
① 衛生管理区域及び家さん舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
② 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、家さん舎専用の靴を設置し、着用している。	<input type="checkbox"/>
③ 衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
④ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家さんに直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
⑤ 衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去2月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込まないようにしている。	<input type="checkbox"/>
3. 野生動物からの病原体の侵入防止	レ欄
① 野生動物の排せつ物が混入するおそれがある水を飲用水として用いる場合に消毒している。	<input type="checkbox"/>
② 野鳥等の野生動物の侵入を防止することができる防鳥ネット等を設置している。	<input type="checkbox"/>
③ 定期的に防鳥ネット等の破損状況を確認し、破損箇所の修繕を行つている。	<input type="checkbox"/>
④ 家さん舎の屋根又は壁面に破損がある場合に、遅滞なく、その破損箇所の修繕を行つている。	<input type="checkbox"/>
4. 衛生管理区域の衛生状態の確保	レ欄
① 家さん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
② 空になつた家さん舎又はケージの清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
5. 家さんの健康観察と異状が確認された場合の対処	レ欄
① 家さんに異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/>
② 毎日、飼養する家さんの健康観察を行つている。	<input type="checkbox"/>
③ 出荷又は移動の直前に家さんの健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
6. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	レ欄
衛生管理区域に立ち入つた者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	<input type="checkbox"/>

注意 遵守している項目について、レ欄の  にチェック印を付けること。

## 定期報告書の添付書類一覧

### 【その1】

- 1 農場の平面図（次のものを明示したもの）
  - ① 衛生管理区域及びその出入口
  - ② 消毒設備の設置個所
  - ③ 衛生管理区域の境界方法

### 【その2】

- 2 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じた措置の内容を記載した書面
- 3 衛生管理区域・畜舎等の出入口付近に設置した消毒設備の種類を記載した書面
- 4 畜舎ごとの家畜の飼養密度を記載した書面

### 【その3】

- 5 家畜伝染病発生時に焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保等の準備措置
- 6 埋却用地・焼却施設・化製場を確保していない場合は、これらを確保するための取組の状況を記載した書面
- 7 埋却用地の確保の状況として次に掲げる事項を記載した書類
  - ① 埋却用地の所在地
  - ② 埋却用地が自己の所有する土地でない場合は、  
イその所有者の氏名又は名称  
ロ当該土地の利用に関する契約の内容
  - ③ 埋却用地の面積・利用状況
  - ④ 農場から埋却用地までの距離
- 8 焼却・化製処理のための準備措置の状況
  - ① 焼却施設・化製処理場の名称 埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無
  - ② 焼却施設・化製処理場の所在地 ⑤の説明に対する当該関係者の承諾の有無
  - ③ 農場から焼却施設・化製処理場までの距離

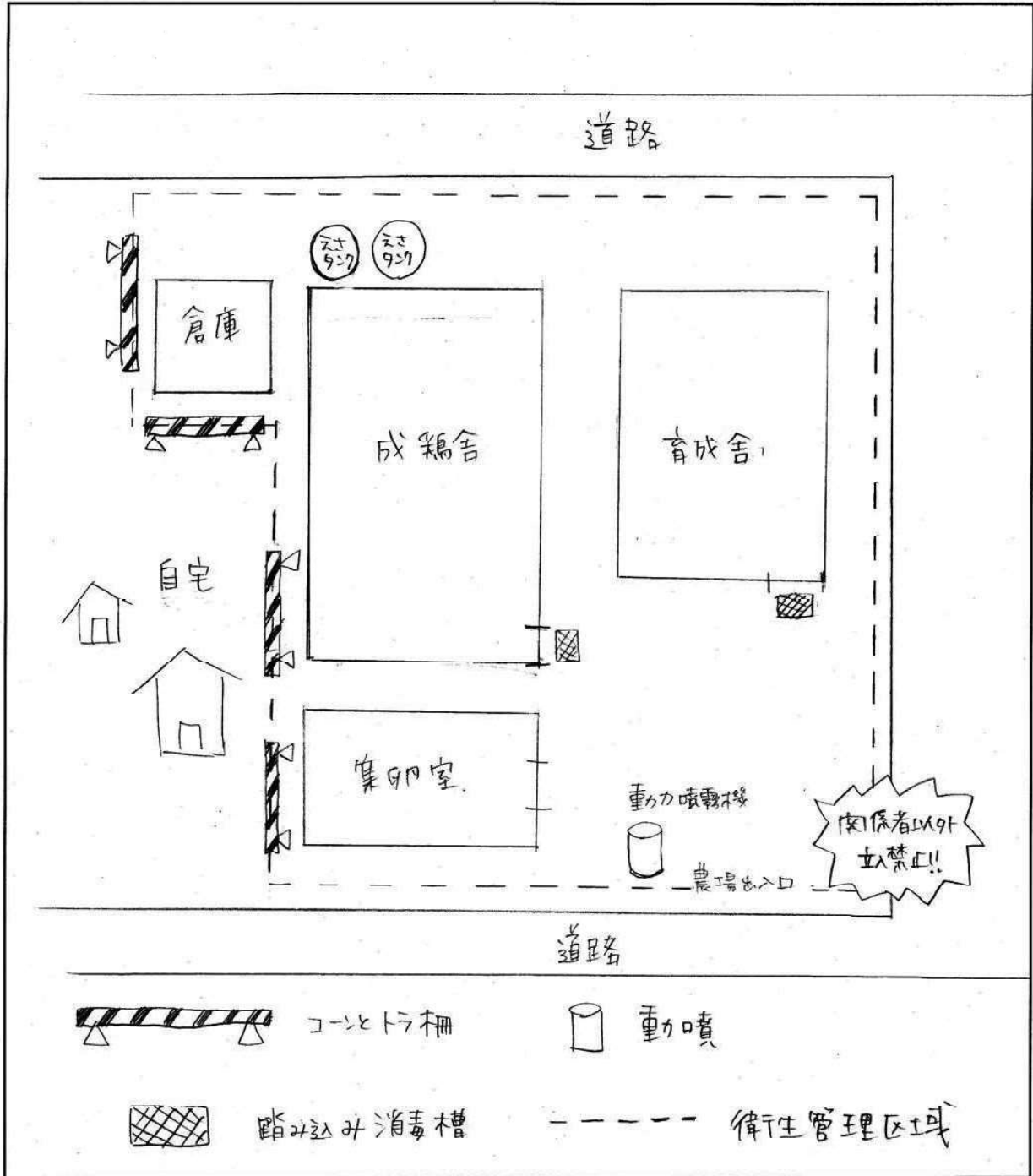
### 【その4】

- 9 事前説明
  - ① 埋却用地・焼却施設・化製処理場の近隣住民その他の関係者への埋却・焼却・化製の実施に関する説明の有無
- 10 大規模所有者の追加報告項目
  - ① 農場を担当する獣医師（診療施設）の名称・連絡先
  - ② 従業員が農林水産大臣の定める一定の症状を確認した場合に、直ちに家畜保健衛生所へ通報することを規定したものの写し

注意：馬牧場の所有者にあっては、5から9の書面添付は必要ありません

# 定期報告書の添付書類【その1】

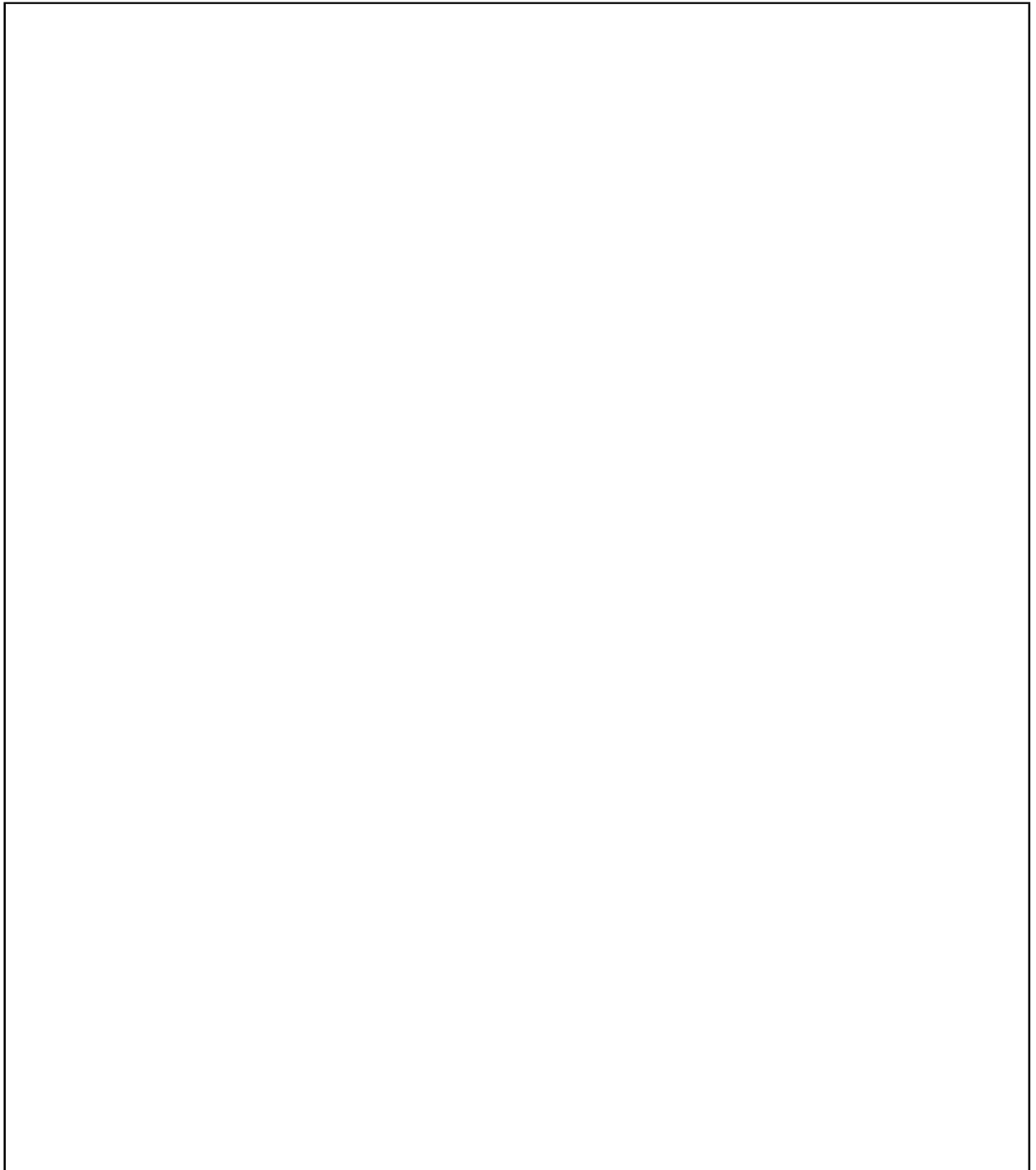
## 1 農場の平面図



- 注意 1.衛生管理区域及びその出入口を明示すること。  
2.消毒設備の設置箇所を明示すること。  
3.既存の農場平面図等に必要事項を明示し別紙で提出しても可。

定期報告書の添付書類【その1】

1 農場の平面図



衛生管理区域をどのように境界（区切り）しているか。（複数の場合は位置を平面図に記入）

- |                               |                              |                              |                                    |                                |   |
|-------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 柵    | <input type="checkbox"/> 生け垣 | <input type="checkbox"/> ロープ | <input type="checkbox"/> コーン・コーンバー | <input type="checkbox"/> プランター |   |
| <input type="checkbox"/> その他（ |                              |                              |                                    |                                | ） |

- 注意
- 1.衛生管理区域及びその出入口を明示すること。
  - 2.消毒設備の設置箇所を明示すること。
  - 3.既存の農場平面図等に必要事項を明示し別紙で提出しても可。



定期報告書の添付書類【その3】 (馬牧場については添付の必要はありません)

5 家畜伝染病発生時に焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保等の準備

① 埋却用地を確保している	はい・いいえ	「はい」の場合は7と【その4】9を記入
② 焼却・化製処理のための準備措置を講じている	はい・いいえ	「はい」の場合は8と【その4】9を記入

6 5の①、②とも「いいえ」とした場合は、これらを確保するための取組状況を下欄に記入。

7 埋却用地の確保の状況(5の①が「はい」のとき)

① 埋却用地の所在地

②埋却用地が自己の所有する土地でない場合は以下に記入

イ その所有者の氏名又は名称

□ 当該土地の利用に関する契約の内容

**注意** 契約書等書面により確認できるものがあれば写しを添付すること

③埋却用地の面積・利用状況

④ 農場から埋却用地までの距離

面積	m <sup>2</sup>	距離	km
利用状況			

【参考】飼養衛生管理基準に定められた埋却用地の標準面積。									
・ 成牛（月齢が満24月以上の牛をいう）1頭あたり5平方メートル									
・ 肥育豚（月齢が満3月以上のものに限る。）1頭あたり0.9平方メートル									
・ 成鶏（日齢が満150日以上鶏をいう。）100羽あたり0.7平方メートル									

8 焼却・化製処理のための準備措置の状況(5の②が「はい」のとき)

① 焼却施設・化製処理場の名称

② 焼却施設・化製処理場の所在地

③ 農場から焼却施設・化製処理場までの距離

距離	km
----	----



定期報告書の添付書類【その4】

9 埋却用地、焼却・化製施設周辺への事前説明 (馬牧場については記入の必要はありません)

①埋却・焼却・化製処理の実施に関する説明の有無及び承諾の有無

説明の有無	有・無	→「有」の場合は、下欄に記入
説明の対象者		承諾の有無
		有・無

**注意** 7から9については、埋却用地（焼却・化製施設）が複数ある場合は用地(施設)ごとに作成する

10 大規模所有者の追加報告項目

所有者は「大規模所有者」に該当する	はい・いいえ
-------------------	--------

大規模所有者とは、次の頭羽数以上の家畜の所有者をいう。

- ① 成牛の場合 200頭以上  
(成牛とは、満24月以上の牛、ただし、乳用雄および交雑種では満17月以上)
- ② 育成牛の場合 3,000頭以上 (育成牛とは、成牛を除く満4月以上の牛)
- ③ 水牛・馬の場合 200頭以上
- ④ 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
- ⑤ 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- ⑥ あひる・きじ・だちょう・ほろほうろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

① 「はい」の場合は、以下に、農場を担当する獣医師（または診療施設名）、連絡先を記入

担当の獣医師の氏名・所属又は診療施設	電話番号

② 加えて、従業員が農林水産大臣が定める一定の症状を確認した場合に、家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写しを添付する。